

## 財産放棄書兼工事同意書

県営\_\_\_\_\_団地\_\_\_\_\_棟\_\_\_\_\_号室の浴槽及び風呂釜（使用期間：約\_\_\_\_年\_\_\_\_月）について、その所有権を放棄します。また、福岡県知事にて処分し、又は再利用することについては、何ら異議の申し立てをいたしません。

また、私は、福岡県が浴槽及び風呂釜の設置工事を行うにあたり、以下の①～⑤の全てに同意し、何ら異議の申し立てをいたしません。

- ①福岡県が設置する浴槽及び風呂釜の仕様について、福岡県指定の仕様であること。
- ②福岡県が設置する浴槽及び風呂釜について、資源循環型社会推進の観点から、再利用品となることがあること。
- ③福岡県が行う浴槽及び風呂釜の設置工事に協力を行うこと。
- ④福岡県が浴槽及び風呂釜を設置するにあたり、設置日が月の初日の場合はその月から、月の初日以外の場合は翌月から、新家賃が適用されること。
- ⑤器具せんつまみ・覗き窓（のぞき窓）・点火ハンドル・湯止めカバーの破損復旧・取替については、住まいのしおりに記載のとおり、入居者（原因者）で行うこと。

年 月 日

福岡県知事 殿

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

(TEL \_\_\_\_\_ )

注1 財産を放棄された場合は、当該浴槽・風呂釜は民法第239条第1項に掲げる無主物となりますが、福岡県において処分するか、又は資源循環型社会推進等のための再利用を行います。

注2 財産放棄の対象は、浴槽及び風呂釜のみです。

（参考）民法第二百三十九条  
所有者のない動産は、所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得する。